

## 地域住民の立場から見た総合教育会議の課題

### 1 要点

- 総合教育会議は来年4月1日より発足するが、何の準備もないままに発足すると、教科書採択については、旧態依然として教育委員会内で教育委員は形式的にしか関わらない、いわゆる「丸投げ」が起こる。
- 教育基本法を遵守したよい教科書の採択を目指し、総合教育会議の準備が万全になされるよう、首長、議員に働きかけるとこととし、必要に応じて他の地域住民と協力しあって、首長、議会議長に適時要請を出すようにする。

### 2 具体的取り組み

教育委員会は、審議が形骸化しているとか、平成23年10月大津市で起きた中学2年生の男子生徒の自殺事件で見られたように、いじめなどで迅速に対応できず、隠蔽体質であるとか、さらには地域住民の教育意思を十分に反映していないとか、久しく批判されてきました。このような批判の下に平成26年6月、地方教育行政法が改正されました。この改正の眼目は何といても、首長の主宰する総合教育会議が設けられることになったことです。総合教育会議が発足すると、首長は公の立場において教育政策について発言し、これを総合教育会議を通じて大綱化し、教育委員会の教育政策に反映させることができるようになります。

教科書採択についても、教科書採択の事務の執行それ自体は依然として教育委員会の担当であり、どの教科書を採用するかを具体的に審議することは総合教育会議ではできませんが、採択のための基本方針や採択基準について、首長が教育委員会との協議を経て、大綱として定めることができるようになります。文科省もこのように指導しています。そして教育委員会はこの大綱を尊重する義務を負うこととなります。そうなれば、教科書採択の様子は根本的に変わることとなります。地域住民としても、これまでと全く無視されがちであった「要請」が、大綱に反映されることによって、これまでよりはるかに大きく効果を持つことができます。そのためには、総合教育会議の開設を半年後に控えた現時点で、教育基本法を遵守したよい教科書の採択を目指し、総合教育会議の設置のための準備が万全に行われるように、首長、議員に熱心に働きかける必要があります。特に首長には、教科書採択について方針を大綱に定めることができるようになった以上、教科書採択についても責任が生じ、何もしなければ何もしないことでの説明責任が出てくることを訴えて下さい。また、議員には、どなたか1人でも理解してもらってください。そうすれば、その議員の発言や行動によって総合教育会議は十分に準備が整い、充実させていくことができます。さらには地域住民自身としてもお互いに協力しあいながら、看視を続け、適時、要請を出すことが大切になります。

以下、現時点にふさわしい「要請」の例を示しておきます。要請は地域の選挙民であるなら誰でも出せます。個人でもかまいません。奮って要請を出してください。

## 都道府県知事宛ての「要請」の例

平成 26 年〇月〇日

〇〇都道府県知事  
〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇の会  
〇〇〇〇

### 教科書採択改善のために総合教育会議の準備に関する要請

来年 4 月 1 日から実施される新しい地方教育行政法では、首長の招集の下に「総合教育会議」が設置されます。総合教育会議はその意義を十分に生かし、積極的に活用すれば、教科書採択に当たって積年の弊を打ち破り、教育基本法を遵守したよい教科書の採択が可能になります。

旧来の地方教育行政法に基づく教育委員会制度においては、教育行政に関する首長の権限は極めて限定的であり、特に教科書採択については教育委員会の専管的権限とされたため、首長はまったく関与してこなかったのが実態です。しかし新しい教育委員会制度では総合教育会議の下、教科書採択につき、教科書採択事務そのものは行えませんが、教科書採択の基本方針や採択基準については大綱を策定し、首長が明確に関与できるようになりました。また、もし関与しなければ、逆にその責任が問われることになります。

本都道府県においては、教科書採択に関わる総合教育会議の意義に鑑み、総合教育会議の設置に関する準備を、後れを取ることなく、速やかに万全を期して行ってくださるよう要請いたします。

その上で、教育基本法を遵守したよい教科書を採択することの意義を十分に理解していただき、総合教育会議を通じて以下のことを実現するよう、準備を進めてください。

1. 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、地方教育行政法の本旨に基づき、市町村単位で教科書の採択ができるように指導すること。
2. 教育基本法を遵守したよい教科書を採択するようにすること。
3. 都道府県教育委員会が作成する選定資料については、教育基本法遵守の度合いが容易に判明するように、記述内容の比較をし、数値化して定量評価を行えるものになっていること。
4. 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、教科書の採択後に採択の理由を公表することとし、さらにその際に教育基本法遵守の観点が含まれ、数値化した定量評価が行われているように指導すること。
5. 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、教育基本法を遵守する精神の下、どのような教科書を採択したいのか、採択のための必要要件を予め明らかにしておくように指導すること。

以上

注：「〇〇〇〇の会」は、個人の場合は不要となる。

「首長」は、都知事、府知事、県知事、道知事と個別に表記を変える。

「都道府県」は、個別に表記を変える。

## 市町村長宛での「要請」の例

平成 26 年〇月〇日

〇〇市町村長

〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇の会

〇〇〇〇

### 教科書採択改善のために総合教育会議の準備に関する要請

来年 4 月 1 日から実施される新しい地方教育行政法では、首長の招集の下に「総合教育会議」が設置されます。総合教育会議はその意義を十分に生かし、積極的に活用すれば、教科書採択に当たって積年の弊を打ち破り、教育基本法を遵守したよい教科書の採択が可能になります。

旧来の地方教育行政法に基づく教育委員会制度においては、教育行政に関する首長の権限は極めて限定的であり、特に教科書採択については教育委員会の専管的権限とされたため、首長はまったく関与してこなかったのが実態です。しかし新しい教育委員会制度では総合教育会議の下、教科書採択につき、教科書採択事務そのものは行えませんが、教科書採択の基本方針や採択基準については大綱を策定し、首長が明確に関与できるようになりました。また、もし関与しなければ、逆にその責任が問われることになります。

本市町村においては、教科書採択に関わる総合教育会議の意義に鑑み、総合教育会議の設置に関する準備を、後れを取ることなく、速やかに万全を期して行ってくださるよう要請いたします。

その上で、教育基本法を遵守したよい教科書を採択することの意義を十分に理解していただき、総合教育会議を通じて以下のことを実現するよう、準備を進めてください。

1. 地方教育行政法の本旨に基づき、市町村単位で教科書の採択ができるようにすること。
2. 教育基本法を遵守したよい教科書を採択するようにすること。
3. 教科書の調査に当たっては、教育基本法遵守の度合いが容易に判明するように記述内容の比較をし、数値化して定量評価を行っていること。
4. 教科書の採択後に採択の理由を公表することとし、さらにその際に教育基本法遵守の観点が含まれ、数値化した定量評価が行われていること。
5. 教育基本法を遵守する精神の下、どのような教科書を採択したいのか、採択のための必要要件を予め明らかにしておくこと。

以上

注：「〇〇〇〇の会」は、個人の場合は不要となる。

「首長」は、市長、町長、村長と個別に表記を変える。

「市町村」は、個別に表記を変える。